



宮 崎 県 公 報

平成25年3月7日(木曜日) 第 2468 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

	頁		
規 則			
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	1		
告 示			
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 3	3	○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 6	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 4	4	公 告	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 4	4	○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 6	6
○道路の区域の変更 (7件) …………… (道路保全課) 4	4	○特定漁港漁場整備計画の変更の公表について… (漁村振興課) 6	6
○道路の供用の開始 (4件) …………… (“) 5	5	○特定漁港漁場整備計画の変更の案に係る縦覧に ついて…………… (“) 6	6
		○基本測量終了の通知…………… (管理課) 7	7
		○入札公告…………… 7	7
		病院局公告	
		○落札者等の公告 (2件) …………… 8	8

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。
別記様式第5号(その4)を次のように改める。

様式第 5 号 (その 4) (第 5 条関係)

自動車税納税通知書 (口座振替用)

納税者住 (居) 所 (所在地)・氏名 (名称)

殿

あなたの 年度自動車税は右記明細書のとおりとなっております。
下記納期限に口座振替により銀行等から納税されますので、あらかじめ下記口座の預金残高をお確かめください。
なお、口座引き落としで済ませず納期限までに完納されないと、延滞金がかかります。
(口座引き落としされた自動車税については振替済通知書兼納税証明書を送付いたします。)

Table with 3 columns: 納期, 金融機関名, 預金種別, 払出口座番号

年 月 日
宮崎県 県税・総務事務所長 印

自動車税納税通知明細書

Table with 4 columns: 事務所, 登録番号, 税額 (円), 備考欄

(注) 裏面をよくお読みください。

(明細書の裏面)

納付場所 (宮崎県指定金融機関 宮崎県指指定代理金融機関 宮崎県納税代理金融機関 県税・総務事務所) (ご注意)
1 納付場所...
2 納税の根拠...
3 規定により賦課されたものです。
4 (1) この処分について不服があるときは... (2) 行政事件訴訟法に基づきこの処分の取消しの訴え...
お問合せ先 宮崎県宮崎事務所 電話0985-26-7605
宮崎県日南事務所 電話0987-23-3771
宮崎県都城事務所 電話0986-23-4516
宮崎県小林事務所 電話0984-23-3194
宮崎県高鍋事務所 電話0983-23-0213
宮崎県日向事務所 電話0982-52-4148
宮崎県延岡事務所 電話0982-35-1811

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
様式第42号 (第26条関係)					様式第42号 (第26条関係)				
[略]					[略]				
区分	住(居)所	氏名	続柄	通知書と照合	区分	住(居)所	氏名	続柄	通知書と照合
[略]					[略]				
被相続人	[略]				相続人	[略]			
[略]					[略]				

別記様式第72号の9を次のように改める。

様式第72号の9 (第32条の8関係)



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 191号 (第79条関係)	[略]	様式第 191号 (第79条関係)	[略]
様式第 196号の2 (その2の2) (第84条の3関係)	[略]	様式第 196号の2 (その2の2) (第84条の3関係)	[略]
(注意) 1・2 [略]	3 この申請書を提出する際には、減免対象自動車に関する次の書類の添付が必要です。 ア 財団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書 イ～エ [略]	(注意) 1・2 [略]	3 この申請書を提出する際には、減免対象自動車に関する次の書類の添付が必要です。 ア <u>一般財団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書</u> イ～エ [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 127号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
二口子供医院	小林市真方 212番地	平成22年11月1日
坂本へき地出張診療所	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3199番地	平成25年1月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

土生へき地出張診療所	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内1543番地	平成25年1月1日
みまつ薬局	小林市堤3517-11	平成24年12月1日
坂尾薬局	小林市野尻町東麓2196番地	平成25年2月1日
つばみ薬局	串間市大字都井字宮ノ前2181-3	平成25年1月1日

宮崎県告示第 128号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
二口子供医院	小林市真方 212番地	平成22年10月31日
坂尾薬局	小林市野尻町東麓2197	平成25年1月31日

宮崎県告示第 129号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木鳥田町字岩野2791- 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字岩野2791- 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 130号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字本城字宮ノ脇6005番 2 地先から同市同大字字松ノ下5398番 1 地先まで	旧	6.6 ~ 14.8	657.0
				新	8.0 ~ 41.2	

宮崎県告示第 131号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市南鷹尾町1988番 303地先から同市久保原町2882番 105地先まで	旧	12.2~ 27.0	411.0
				新	13.8~ 30.2	

宮崎県告示第 132号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	西都市大字八重字柳 2 47番17地先から同市同大字同字 2 39番14地先まで	旧	5.6 ~ 26.2	170.0
				新	8.0 ~ 26.2	

宮崎県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
45	県道	御池都城線	都城市中町2587番2地先から同市同町2587番2地先まで	旧	12.8～20.5	60.9
				新	17.0～17.0	56.1

宮崎県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
45	県道	御池都城線	都城市夏尾町6964番2地先から同市同町6964番5地先まで	旧	36.8～41.6	42.2
				新	37.5～54.0	42.2

宮崎県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字尾向6129番1地先から同郡	旧	5.6～10.2	67.2
				新	10.2～20.0	60.6

同町同大字
字竹浦6284
番3地先まで

宮崎県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
375	県道	学園木花台本郷北方線	宮崎市まなび野一丁目23番4地先から同市まなび野一丁目1000番地先まで	旧	18.0～18.0	110.5
				新	18.0～46.4	110.5

宮崎県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	西都市大字八重字柳247番17地先から同市同大字同字239番14地先まで	平成25年3月7日

宮崎県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市夏尾町6964番2地先から同市同町6964番5地先まで	平成25年3月7日

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字尾向6129番1地先から同郡同町同大字字竹浦6284番3地先まで	平成25年3月7日

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年3月7日から平成25年3月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
375	県道	学園木花台本郷北方線	宮崎市まなび野一丁目23番4地先から同市まなび野一丁目1000番地先まで	平成25年3月7日

宮崎県告示第 141号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成22年宮崎県告示第81号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 都城公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和35年9月14日
至 平成30年3月31日
- 4 事業地
収用の部分
平成22年宮崎県告示第81号の事業地に都城市都島町82番7の一部を加える。
使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）から平成24年10月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、当該特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
特定漁港漁場整備事業計画（北浦地区）
- 2 縦覧場所
宮崎県農政水産部漁村振興課

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第11項において準用する同条第 4 項の規定により、目井津地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
特定漁港漁場整備事業計画（目井津地区）
- 2 縦覧場所
宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県油津港湾事務所
- 3 縦覧期間
平成25年3月7日から平成25年3月27日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2391号により公告した基本測量(基準点測量)が平成25年2月18日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(こん包、仕分け及び配送を含む。)「県広報みやざき」360,000部×6回、A4判4色カラー8ページ「県議会の動き」360,000部×6回、A4判4色カラー4ページ
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、354,000部はこん包の上宮崎県が指定する場所へ発送し、残部は宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成25年宮崎県告示第124号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版のものであること。
 - イ 過去2年間に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
 - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に6,000部、10日以内に354,000部の印刷(こん包、仕分け及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を自社に有している者であること。
 - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
 - オ 連絡をしてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。
 - カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。
 - キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできない。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成25年4月12日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、

この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 期間 平成25年3月7日から平成25年4月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成25年3月7日から平成25年4月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成25年3月21日午前11時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成25年4月19日午後3時(郵便にあっては平成25年4月18日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成25年4月19日午後3時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成25年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki"and"Kengikainougoki", 360,000copies×6 times a year.
- (2) Time limit for tender:3:00 p.m.19 April,2013

